

独立行政法人農林漁業信用基金の平成28事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、主務大臣による平成28事業年度の総合評価が「B」評価であったこと等を踏まえ、役員人事について反映させる事項はなかった。
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 役員報酬への反映について

役員報酬への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、主務大臣による平成28事業年度の総合評価が「B」評価であったこと等を踏まえ、役員報酬について反映させる事項はなかった。
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

3. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	平成28事業年度評価における主な指摘事項	平成29及び30年度の運営、予算への反映状況
財務内容の改善	<p>林業信用保証業務における業務収支の黒字化に向けた保証料収入の増については、事業者や金融機関への制度の普及や利用拡大の取組を進めたものの、保証料収入が所期の目標を下回っており、こうした保証料収入の確保のための取組を着実に実施する必要がある。</p> <p>農業信用保険業務及び林業信用保証業務における回収金の実績については、回収金収入が所期の目標を下回っており、回収実績向上のための取組を着実に実施する必</p>	<p>平成29年度においては、保証料収入の増大に向け、平成28年7月に設置した「林業信用保証拡大プロジェクトチーム」により、林業者等及び金融機関を対象とした「林業保証普及キャラバン」の実施、平成29年4月に開始した林業成長産業化モデル地域支援保証の利用促進及び林業者等及び金融機関等への林業信用保証制度を周知するための現地説明等取組を進めたが、日本銀行の金融緩和の流れの中で金融機関による低利率プロパー融資が増加したこと、その利率と比較した保証料率の割高感から一般資金より低保証料率に設定している木材安定供給保証等の引受が増加したこと等により、目標達成率は65.1%と、28年度の67.8%を下回った。</p> <p>平成30年度においては、第4期中期計画に基づき、第4期中期目標期間の業務収支の黒字を目指し、引き続き、これらの林業信用保証制度の普及推進・利用促進の取組を実施することにより、保証料収入の確保を行う。</p> <p>(農業信用保険業務)</p> <p>平成29年度においては、従前からの回収促進への取組のうち、都道府県農業信用基金協会に対する回収促進のための現地協議につ</p>

要がある。

保険料等の確実な徴収については、林業信用保証業務において、入金データ及び未収保証料データのチェック体制に不備があったことにより保証料の適正な徴収がなされなかった事案が発生したことから、講じた再発防止策を徹底する必要がある。

いて、早期に実施することでその後の回収に係る進捗管理を効果的に行ったほか、期中における前年同期の回収実績が大幅に減少している基金協会への回収促進を図るための取組等を行った結果、累計回収率は5年連続で上昇し、目標達成率も84.5%と、28年度の75.9%を上回ったものの、保険金支払額が目標設定時の想定を下回ったことから目標未達成となった。

平成30年度においては、引き続き、回収促進のための取組を着実に実施するとともに、特に現地協議については、求償権残高別や回収原資等の情報・内容を踏まえて、現地協議先の選定を行い、求償権の回収促進について協議を行うことで、より効率的に回収実績の向上を図る。

(林業信用保証業務)

平成29年度においては、従前からの回収促進への取組のうち、求償債務者との交渉については、より求償権先の実情に応じた対応となるよう回収促進検討会の開催等により求償権先毎の特質を精査し、弁済能力を有する債務者等に対しては積極的な交渉を重ねる等の取組を行った結果、目標達成率は75.4%と、28年度の55.9%を上回ったものの、代位弁済額が目標設定時の想定を大きく下回ったこと等もあり、目標未達成となった。

平成30年度においては、引き続き、回収促進のための取組を着実に実施し、求償権先の実情に応じた対応に努め、求償権の回収促進を図る。

平成29年度においては、平成27年度から28年度にかけて発生した林業信用保証業務における保証料の適正な徴収等がなされなかった事案を踏まえ、関係部署間におけるダブルチェック体制の整備や業務システムの改修等見直した事務の検証方法に基づき、再発防止策を徹底し、保証料等について定められた納入期日に確実に徴収した。

平成30年度においては、引き続き、講じた再発防止策を徹底し、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。

(注) 指摘は「独立行政法人農林漁業信用基金の平成28年度に係る業務の実績に関する評価書」(財務省及び農林水産省)によるもの。